

〔博士論文要旨〕

## 近代英国実業家たちの世界

—資本主義とクエイカー派—

山 本 通

17世紀の中頃にイングランドで成立し、イギリスおよびアメリカ合衆国で発展したクエイカー派は、その非暴力の反戦主義によって有名であるが、イギリスにおいてはとくに、産業革命以後の時期に多くの優れた実業家を生み出したことでも知られている。しかしながら他方で、成立期のクエイカー派は、ラディカルな社会・政治変革の志向をもったグループとして、政府当局からマークされていた。わが国においても、クエイカー史の幾つかの局面に関する研究はこれまでも幾つか現れている。しかしながら、さまざまな興味ある事実によって知られるクエイカー派の、17世紀中頃から現代に至る歴史を、一方ではその宗教運動の展開の内的な論理と関連させながら、また他方では背景となるイギリスの社会の変容の中でとらえてみせるという試みは、これまで成されてこなかった（英米における研究はほとんどがクエイカー信徒によるものであり、社会経済的背景への理解が弱い）。本論文は、対象を英国のクエイカー派に限定して、このような意味での「クエイカー社会史」を描こうとしたものである。

本論文の内容は、以下のとおりである。

第一章 イギリス資本主義とクエイカー派

第二章 初期クエイカー派の思想

第三章 全国型教会組織の形成と職業倫理の信徒への浸透

第四章 静寂主義・福音主義・理神論

第五章 近代英国クエイカー実業家たちの世界

第六章 19世紀英国におけるクエイカー実業家たちとキリスト友会

第七章 20世紀前半英国のクエイカー実業家たちの経営理念

第一章では、以下の諸章での議論の展開にとって前提となる諸事実が確認される。

まず筆者は、イギリス資本主義を資本主義発展の基本型ないし典型とみなすべきではなく、他の諸国のそれらと同じように一つの特異型とみなすべきだ、と考えている。ピュアリタン革命と名誉革命を通して、近代的地主と貿易商人を中心としたジェントルマン的支配体制が成立し、彼等が工業化に対して極めて柔軟に対応してジェントルマン的支配体制を20世紀初めまで維持しつづけた事実は、イギリス資本主義の理解にとって極めて重要であり、このことはイギリスの工業化が世界で最初のものであり、政府の指導なしにおもに中産階級の下からの力によって自生的に展開したことと共に、イギリス資本主義を特徴づけている、と考えられる。クエイカーたちの活動の舞台となる近代英国社会の特徴については、以上のように理解されている。

英国クエイカー派の歴史は、その内部でどのような宗教思想の傾向が支配的になったかを基準にして、聖霊主義的ラディカリズムの時期(1650年ごろから90年ごろまで)、静寂主義の時期(1690年ごろから1830年ごろまで)、福音主義の時期(1830年ごろから80年代まで)、自由主義神学の時期(1880年代から現在まで)の四つの時期に分けられる。これらはイギリスの社会経済史の上ではそれぞれ、ピュアリタン革命から名誉革命に至る時期(ジェントルマン的支配体制が形成された時期)、工業化の開始期、「パックス・ブリタニカ」の時期、大不況から「福祉国家」の形成に至る時期、に対応している。

第一章では、以上の四つの時期を通じた信徒数の増減および信徒の社会層構成の変化が詳しく検討されているが、この「要旨」文ではその結論は以下の諸章の要約の部分に含ませていきたい。

第二章で筆者は、初期クエイカリズムの展開の諸相を分析した。まず興隆期(50年代)クエイカー派の宗教思想を、J・ネイラーの著作集などを分析することによって明らかにした。その思想は、トレルチやジョウonzなどによって神秘主義としてとらえられたが、筆者はそのような類型的把握を不十分とし、同時代の宗教思想の展開のなかでこれを位置づけた。すなわち、興隆期クエイカリズムは革命期におけるピュアリタニズムの神秘主義的傾向への展開の帰結であり、その直接の先駆者は「反律法主義者」たちであったのである。つぎに興隆期クエイカーの政治・社会思想についても、膨大な資料を検討してその内容を検討した。かれらが政治的・社会的な改革を為政者たちに要求したことは良く知られており、C・ヒルなどは、50

年代においてクエイカー派が、レヴェラーズなどと共に、民衆的な革命運動の一翼を担ったと考えたが、筆者はこのような見方に対して否定的である。すなわち、クエイカーはそのような政治運動とは一線を画しており、人民主権論の影響を受けたクエイカーも希な存在であった。むしろ主要な指導者たちは、黙示録的な待望に導かれながらキリスト教的社会正義の実現を、ごく素朴に要求していたにすぎなかった。

1660年の王政復古ののち、クエイカーは他のピューリタン諸派と同じく、中央・地方政治当局によって激しい弾圧にさらされた。30年に及ぶ迫害の中で、クエイカー運動の性格は大きく変化してくる。まず迫害に対処するために、全国的な教会業務組織が形成された。つぎにロバート・パークリーによってクエイカー神学が『弁明』（1676年に出版）の中で体系的に纏められたが、ここでは「内なる光」の思想がより洗練された形で説明されたばかりでなく、黙示録的な待望と社会改革の志向とが完全に否定された。

1650年ごろから90年ごろまでの間にクエイカー派の信徒数は増加し続けて、90年ごろには6万人以上になった。信徒の社会層構成については論争に決着が付いていないが、現段階ではつぎのように纏められる。1660年ごろのクエイカー派は、小ジェントリーや貿易商人から貧農、手工業者に至る広範囲の社会層から、その帰依者を引き出していた。その後、90年ごろまでの帰依者の大部分は中産下層大衆に属する人々だった。地理的には、18世紀初めまでに信徒たちが農村部から都市部、とりわけ特定の新興工業町に移住する傾向があった。

第三章で筆者は、王政復古期に変容を遂げたクエイカー派のなかで、世俗内禁欲の職業倫理が説かれ、実践された事実を明らかにし、その分析を通して、いわゆる「資本主義精神」論争に一石を投じようとした。王政復古後、クエイカー派の指導者たちは「キリストの王国」をイングランドに実現することを諦めて、自分たちのセクトの中のみでそれを実現しようとした。信徒たちは一人ひとりが聖者として自らを清らかに保つことを要求された。経済活動の遂行に関しては、まず、職業を神によって定められた天職として意識し、経済活動を隣人への奉仕として遂行すべく教えられた。さらに、商取引においては簡潔な言葉遣いを守り（すなわち定価販売の厳守）、営業の遂行においては自分の営業状況を常に自覚し（すなわち自己審査の勧め）、自分の資力を越えず（借金の禁止）、しかも日々勤勉に仕事に打ち込むよ

う、教えられた。このような職業倫理は、教祖ジョージ・フォックスが『正義の道』(1661年)を著して以来、繰り返し指導的なクエイカーたちの著作の中で強調され、さらに1670年代に形成された教会業務集会の全国的組織を通して、一般信徒の間に徹底された。全国的教会組織の頂点にあるロンドン年会では、毎年『質問状』や『忠告』が作成され、これらの文書が各地域の月会まで送られ、信徒たちの実情把握と、信徒への助言が行われた。職業倫理を遵守せず最終的に破産してしまった者が、例外なく教団から除名されてしまったことにも、指導部の毅然とした姿勢がうかがえる。

クエイカー派における職業倫理の形成について思い起こされるのは、マックス・ヴェーバーの有名な「プロテスタンティズムの倫理と『資本主義の精神』」の中で展開された議論である。プロテスタント諸派における禁欲的職業倫理の形成の要因としてヴェーバーが重視したのは、その救済思想である。とりわけカルヴァン派においては予定説のゆえに、また(クエイカー派をふくむ)再洗礼派諸派のばあいにはその教会論のゆえに、信徒たちが「自らの恩寵の状態を確認するため」に世俗内禁欲を実践すべく動機づけられる、というのである。しかしクエイカー派の史料を研究して明らかになるのは、むしろ世間の目を意識して指導者たちが信徒たちに教会訓練を施し、禁欲的職業倫理を厳格に実践させたという事実のほうである。その背後にあるのは、厳しい迫害と差別の状況である。世間の蔑視の中でクエイカー派の指導者たちは、宗派の潔白・方正・信義を証明するために厳しい教会訓練を施したのであった。

ところで王政復古以後のイングランドにおいて迫害と差別にさらされたのは、クエイカーだけではなく、ピュアリタン(ないしその末裔としてのデイセンター)全体なのであった。したがって迫害と差別の状況の存在は、クエイカー派の歴史にとどまらず、より大きな歴史の意味を持つと考えられる。プロテスタント諸派における世俗内禁欲の実践の原動力を救済思想の質的な在り方にもとめたヴェーバーの議論には、確かに説得力があるが、しかし筆者がこれに加えて強調したいのは、歴史的には彼等の運動が多くの場合、迫害と差別の状況の中で展開したのであり、そのような逆境の存在が、信徒の世俗内禁欲の実践を強化するための強力な圧力になった、という事実なのである。

第四章では筆者は、18世紀英国クエイカー派における宗教思想の展開について

分析した。1691年の教祖フォックスの死去の頃に、クエイカー派の指導者層の世代交代が完了した。18世紀前半の英国は全般的に宗教的な沈滞の時代であったが、クエイカー派の新しい世代の指導者たちも、クエイカー派を沈滞の方向に導いていった。彼らの宗教思想の傾向は「静寂主義」と呼ばれるものであった。彼等はフォックスやパークリーの著作を聖典と見做して聖書を軽視し、瞑想を重視して伝道を軽んじ、信徒たちをいろいろな規則でがんじがらめに（また、容赦なく除名を行い）、結果的には宗教運動の活力を失わせていった。信徒のアメリカへの移住の影響もあって、17世紀の末に6万人を数えた信徒数は、18世紀の末には2万人にまで減少していた。その間に英国のクエイカー派は、ほとんど完璧な「ブルジョア階級の宗教」になっていった。つまり経済生活の側面に限って言えば、あの禁欲的職業倫理を生真面目に実践して、社会的に成功した者のみが教団に残ったのである。

しかしながら、社会的に成功して財力をつけた信徒の交際範囲は自然に教団外部にまで広がっていった。こうして社会的に有力なクエイカー信徒の子弟たちは、18世紀後半には当時の英国における二大宗教潮流、すなわち理神論と福音主義の影響を受けることになり、それらをクエイカー派内部に持ち込もうとする者も現れた。第四章の第三節では、理神論の影響を受けて当時のクエイカー派の律法主義的性格を批判し、教団から除名されたリヴァプールの貿易商人、ウィリアム・ラスボウン四世の思想形成とその活動を、リヴァプール大学所蔵のラスボウン・ペーパーズを主に使いながら、追究した。また同第四節では、英国クエイカー派における福音主義の最大の指導者として良く知られているノリッチの銀行家、J・J・ガーニーの思想形成とその活動を、概観した。18・19世紀交の時代にアメリカ合衆国では、思想闘争の結果クエイカー派が（福音主義正統流とヒックス派という）二派に分裂するという事態が生まれたのであるが、英国クエイカー派ではこのような分裂は起こらなかった。英国社会において理神論は知識人の中ではある程度の影響力を持っていたが、一般大衆の中での影響力はネグリジブルであった。それは理神論ないしユニテリアニズムが、フランス革命を支持する反社会的なイデオロギーとして一般大衆に理解されたからであった。英国クエイカー派においても事情は同じであり、理神論の影響は排除されて1830年代までに福音主義が英国クエイカー派の指導部を支配した。

第五章で筆者は、クエイカー派が多くの実業家を輩出したという事実をめぐって

幾つかの論点を考察した。通説では、近代英国の成功した実業家の中にデイセンター（すなわちピュアリタンの末裔）やユダヤ教徒が多いといわれているが、最近現れたいくつかの統計的分析の結果によれば、信徒数に比べて異常なほど多くの成功した実業家を生み出した宗派は、ユダヤ教徒、ユニテリアンおよびクエイカーだけなのであった。この点を確認した上で、筆者はクエイカー派についてのその原因を次の諸点にまとめた。第一に、18世紀初めまでにクエイカー派の主要な担い手が新興工業諸都市の手工業者になっていたこと。第二に、指導者たちが禁欲的職業倫理を説き、全国的な教会管理組織を通してその遵守が徹底されたこと。第三に、王政復古以後の迫害と、信教寛容法以後の差別の状況の存在。これらは指導者たちが信徒を指導する上で圧力となったばかりでなく、もっと実質的な意味をも持っていた。すなわち、1689年に「信教寛容法」が公布された後もクエイカーたちは19世紀はじめまで、官職に就くことができず、パブリック・スクールや大学への入学は19世紀中頃まで拒否されていた。このような差別の結果、クエイカーたちがそのエネルギーや能力を発揮する場合は、実業界に限定された。さらに、迫害と差別が続く中でデイセンター諸派が排他的な集団となり、信徒の家族同士が婚姻関係で互いに結びつき、宗派全体が一つのクラン（氏族）の様相を呈するようになったことも重要である。実業家になった信徒たちはお互いに情報、金、人材を提供しあって、実業界でますます勢力を伸ばしていったのである。

つぎに筆者は、産業革命以後のクエイカー実業家たちの活躍を概観するために、綿工業におけるブライト家とアシュワース家、製鉄業におけるダービー家とロイズ家、銀行家におけるカーニー家とピーズ家、菓子製造業におけるハントリー家、パーマー家、ラウントリー家とキャドベリー家、さらに化学工業におけるクロスフィールド家などの家族史と企業者史を概観し、クエイカー実業家の行動の共通点を考察した。彼等は自由主義の大義を掲げ、企業内の教育・福祉を積極的に推進した「開明的」な実業家であった。

第六章では筆者は、第五章とは逆の側面、つまり英国クエイカー実業家たちが19世紀の「キリスト友会」（クエイカー派）に与えた影響の問題を、考察した。クエイカー派は元来、その「万人祭司」的な思想のゆえに職業的な説教者を持たなかった。17世紀末までに全国的な教会管理組織が形成されて、説教師や長老の認可制が採用されたが、これらは依然として無給の役職であった。したがって、おもに

経済的・時間的に余裕のある人々が説教師や長老になる傾向があった。この事を筆者は、ランカシアのハードショーム月会、マーズデン月会、ロンドン年会の議事録などを分析することを通して確認した。すなわち、19世紀のクエイカー派の指導者たちの大部分は、実業家とその家族であった。18世紀クエイカー派の正統説たる静寂主義を批判して、理神論を導入しようとした指導者たちも、「温和な」福音主義を導入しようとした(H・テュークやJ・J・ガーニー等の)指導者たちも、あるいはもっと極端な福音主義を導入しようとして、最終的には棄教していった「ピーコナイト」の指導者たち(I・クリュードスン等)も、いずれも実業家として一定の成功を収めた人々だったのである。

この三者の間の思想闘争は1830年代には決着を見て、「温和な」福音主義が英国クエイカー派を制覇した。その結果、結婚、服装、言葉遣い、礼拝形式など、生活の多くの面で信徒を束縛していた規制が緩和された。このことは教団外部の人々との交際関係の多い実業家たちにとっては、大いなる環境改善であったはずである。彼等が「実業と宗教倫理の矛盾」を感じる機会は減少したはずである。ところが予想に反して、19世紀の後半にいたって、クエイカー実業家家族の棄教の動きが俄然、活発化する。この時期には英国クエイカー派全体の信徒数は増加し始めている。したがって棄教の動きは実業家層に特有のものであったのである。実際、第五章でとりあげた11のクエイカー実業家家族のなかで棄教者を出さなかったのは、わずかに2家族にすぎなかった。

実業家の棄教の背景を調べた結果、筆者は一定の傾向を明らかにすることができた。棄教者たちは、彼等が所属する家族企業の経営が成功して大発展を遂げたあとに、おもに国教徒の配偶者と結婚するために、クエイカー派を棄教しており、彼等はこれと時を同じくしてジェントルマン化していた。ここで言うジェントルマン化は、地主化と同義ではなく、地主化とジェントルマン的生活様式の採用、子息のオックス・ブリッジやバブリック・スクールへの入学、地方官職への就任などをも含む文化的概念である。クエイカー実業家家族に見られたこのような動きは、19世紀後半の英国実業家たち一般に見られたジェントルマン化の動きの一部を構成している、と考えられる。

しかしながら、クエイカー実業家家族のなかにはラウンタリー家やキャドベリー家の人々のように、クエイカー派に踏み止どまり、クエイカー派の理念を実業の世

界で実現しようと試みた人々がいた。第七章では筆者は、20世紀前半のクエイカー実業家たちの産業理念の意義と限界を、1918年から4回にわたって開かれた「クエイカー雇用主会議」の議事録を詳細に検討することによって、明らかにしようとした。

「クエイカー雇用主会議」開催の背景には、第一に、クエイカー派内部での思潮の変化がある。1880年代に福音主義神学にかわって合理主義神学がクエイカー派の主流になって以後、クエイカーたちは社会問題に積極的に取り組み始めた。彼等はブーア戦争や第一次世界大戦に際して反戦活動を展開し、また社会的不平等の存在にも目を向けていた。第二には、第一次世界大戦末期に政府が労資協調体制の永続のために、「工場評議会」の形成のためのキャンペーンを展開したことがあげられる。「クエイカー雇用主会議」開催の第三の、そして最大の要因は、シーボーム・ラウンダーなどの一群の開明的なクエイカー実業家たちの存在であった。

第一回クエイカー雇用主会議には(50名以上の従業員を雇用する)75の企業を代表する86名が出席したが、二回目以後の会議の規模も大体同じ程度であった。参加者の企業の大部分は中規模企業であった。第一回(1918年)と第二回(1928年)のクエイカー雇用主会議では、主に労使関係についての問題が討論されて、次のような諸点が決議された。労務管理の分野について労働者代表の経営参加を推進すべきこと。労働者たちにつましくも快適な暮らしを保障するための賃金を与え、労働の喜びを得られるような労働条件を整えること。また、それを可能にするための経営合理化を推進すること。余剰利益が存在する場合にはこれを社会と労働者たちにも分配すべきこと。そして、失業問題を緩和するための努力を行うこと、などである。

しかしながら第三回クエイカー雇用主会議が開かれた1938年までには、失業問題は、個々の雇用主の努力では解決できないほどに深刻化していた。またこの時期には資本主義体制の在り方そのものが問われた。このような事情から第三回雇用主会議では、前二回とは異なって、政府の政策の在り方自体をめぐる討論が行われた。討論は、自由主義経済を支持する論客たちと社会主義的国有化を支持する論客たちとの激しい論争の様相を呈し、結局決議文は採用されなかった。第四回クエイカー雇用主会議は、第二次世界大戦終結後の1948年に開催されたが、実質的には講演会に近いものになった。そしてこれが最後のクエイカー雇用主会議になったのであ

った。

こうしてみると、クエイカー実業家たちがクエイカー派の理想を企業経営に実現すべく、情熱をたぎらせていたのが1930年ごろまでにすぎない、ということが分かる。彼等の気持ちを冷却させていった要因の一つは、失業問題の深刻化などに現れてくる、イギリス資本主義の長期的停滞およびその構造転換であろう。もう一つの要因は、大企業経済の成立である。企業間の吸収合併が進む中で、クエイカーの家族企業の多くも、ロンドンに本社を持つ大企業に吸収合併された。このことは、クエイカー実業家たちがワンマン的な企業管理を行う可能性が減少することを意味した。

しかしながら、クエイカー派が全体として産業民主主義の理想を放棄してしまっただけではなかった。雇用主ではなく、クエイカー派各層の代表者を集めて1958年に開催された「産業と社会秩序についての会議」においては、ラディカルな内容を含む宣言が採択された。例えば、クエイカーたちが質素な生活をして、余剰を生み出し、第三世界の貧しい人々の救済に当てるべきだ、という宣言が目を引く。また、この会議においては、産業民主主義の理想が、再び高らかに宣言された。クエイカー実業家たちが表立って産業民主主義の理想を口にすることは困難になっているが、この理想はクエイカー派（そしてより広くクリスティアン一般）の「隣人愛の思想」から直接に導き出されるものであるために、クエイカー派（そしてクリスティアン一般）の間で、根強く生き続けるのである。

### 〔博士論文審査要旨〕

#### 近代英国実業家たちの世界

##### ——資本主義とクエイカー派——

論文審査担当者	富	沢	賢	治
	土	肥	恒	之
	西	沢	保	

本論文は17世紀中葉のイギリス・ピューリタン革命期に誕生したクエイカー派

(The Religious Society of Friends. 基督友会) のおよそ3世紀に及ぶ歴史を分析した宗教社会史の研究である。クエイカー派は宗教改革の時代がうみだした再洗礼派の流れをくむが、イギリスにおける信徒教は最盛期でも約6万人という小集団にすぎなかった。にも拘らず歴史家の強い関心が向けられてきた最大の理由は、この小さなセクトから実に多くの実業家が輩出されたこと、言いかえるとイギリス産業に対するクエイカー派の貢献の大きさにあった。本論文の基本的な狙いもこの点の具体的な解明にあるが、それにとどまらずその興隆期におけるラディカルな運動と思想、成功したクエイカー派実業家たちの改宗問題など、その起伏にとんだ歴史をイギリス近代史との内的な諸関連を十分に考慮に入れながら総合的に把握しようとする意欲的な試みである。

本論文の構成は以下の通りである。

## 第1章 イギリス資本主義とクエイカー派

はじめに

- 1 ユリアン革命から名誉革命へ
- 2 名誉革命から産業革命へ
- 3 産業革命から「ヴィクトリア繁栄期」へ

おわりに

## 第2章 初期クエイカー派の思想

はじめに

- 1 興隆期クエイカー派の宗教思想
- 2 「社会的正義」実現の要求
- 3 興隆期クエイカー派と「政治」
- 4 王政復古期の大迫害
- 5 初期クエイカー派神学の体系化

おわりに

## 第3章 全国型教会組織の形成と職業倫理の信徒への浸透

はじめに

- 1 全国型教会組織の形成
- 2 指導者たちによって説かれた職業倫理
- 3 公式書簡の回覧による職業倫理の徹底

4 教会組織を通しての信徒の経済生活の管理

おわりに

第4章 静寂主義・福音主義・理神論

はじめに

- 1 静寂主義
- 2 福音主義の興隆
- 3 クエイカー派からユニテリアンへ
- 4 福音主義の制覇

おわりに

第5章 近代英国クエイカー実業家たちの世界

はじめに

- 1 綿工業におけるクエイカー実業家たち
- 2 製鉄業におけるクエイカー実業家たち
- 3 銀行業におけるクエイカー実業家たち
- 4 菓子製造業におけるクエイカー実業家たち
- 5 化学工業におけるクエイカー実業家たち

おわりに

第6章 19世紀英国におけるクエイカー実業家たちとキリスト友会

はじめに

- 1 クエイカー派教会管理業務担当者としての実業家たち
- 2 クエイカー派の思想的指導者としての実業家たち
- 3 クエイカー実業家たちの棄教

おわりに

第7章 20世紀前半のクエイカー実業家たちの経営理念

はじめに

- 1 クエイカー雇用主会議の始まり
- 2 クエイカー雇用主会議報告書の分析
- 3 クエイカー雇用主会議の意義と限界

おわりに

## 本論文の要旨

第1章は本論文の序論としてクエイカー派の歴史の大まかな時期区分にあてられるが、とくにその担い手の社会層の変化に焦点をあてる。レスターシアの靴直し職人ジョージ・フォックス(1624—1691)が神の啓示を受け旅にでて、ついに「内なる光(聖霊)」の教えを確信した1640年代から60年代にかけて、彼の教えに帰依した初期クエイカーたちの社会的出自は広汎な階層にわたっていた。その後、1690年頃までの担い手の多くは「中産下層大衆」に属する人々であった。ところが18世紀後半、産業革命がすすむなかでクエイカー派のなかから多くの成功した企業家、商人、あるいは銀行家があらわれ、この傾向は19世紀に入ると更に明白となる。それは19世紀イギリスの全人口における社会構成とクエイカー派のそれを比較するならば一目瞭然である。著者の示す史料によると、第一社会層(ジェントルメン、土地所有者、貿易商人など)の比率がイギリス全体の場合には8%(1815年)、4%(1867年)であるのに対して、クエイカー派では50%(1840—41年)、60%(1870—71年)と異常な高さを示していた。こうしてクエイカー派は「ブルジョアジーの宗教」となったのである。だが同時に、この成功して富豪となった実業家家族のほとんどが19世紀末までにはクエイカー派から離れる、というきわめて興味深い現象がみられた。著者はこれを富豪のジェントルマン化という「近代イギリスの文化的質」の反映としてみるとともに、クエイカリズムと「巨富」とが本来矛盾するものであった点に注意を喚起して第1章を締めくくっている。

第2章はフォックスやJ・ネイラーなどの初期クエイカー派の指導者たちのラディカルな思想と運動そしてその変質を分析する。人が真理を知り、救済されるためには虚心に「内なる光(聖霊)」の導きに従えばよい、とするフォックスの教えは儀礼、形式、律法への徹底した批判であり、英国国教会や議会の主流派を占めたカルヴィニズムに対するアンチ・テーゼであった。そして現在を「キリストの王国」の再建のための「小羊の戦い」の時代と位置づける彼らは、十分の一税の支払いを拒否し、ポロ服をまとして伝道活動を行い、教会での牧師の説教を妨害し、街角や市場で説教したのである。彼らの「キリストの王国」、「神の支配」とは覚醒して「内なる光」を受け入れた為政者たちによる支配、という「政治」思想としてはきわめてプリミティヴなものであった。だが治安当局はこの「潜在的な革命勢力」の

運動を厳しく弾圧した。受難者の数は信徒全体の四分の一から五分の一にも達し、多くのものが獄死したのである。

1660年から20年間にわたる「大迫害」はクエイカー派を大きく変質させた。全国的な教会組織化に向けて活動が開始されるとともに、そのラディカルな神学も大きな修正をうけ、穏健化された。R・パークリーの『弁明』(1676年)は、神を認識する唯一の手段が「内なる光」であるとしながらも、聖書を聖霊の命ずるままに記された「第二義的な準則」と位置づけた。更に現存の社会秩序についても、神は被造物を不公平に分配することを喜ばれたのだから、人々はそれらをその分配率に応じて利用してよいとする。こうして『弁明』は富める者には慈善を勧め、貧しい者には自分の境遇に満足すべきことを説き、現存社会をそのまま認したのである。

第3章は全国にわたる教会組織の形成過程と職業倫理の問題を扱う。「大迫害」は会衆を維持するための組織を必要とした。まずロンドンに「受難対策集会」が設立され、ついでロンドン年会、各地には朝会、月会が組織されていった。信徒の自発的結社としてのセクトから出発したクエイカー派は、こうして「教団」として整備されていったのである。だが、これらの教会業務集会は、しだいに本来の目的からそれて信徒たちの品行方正を維持するための管理組織へと転化していく。とくに新設の「長老職」はクエイカー派の「正統理念」を支え、教会規律の厳格な維持を重視する「律法主義者」となったのである。クエイカー派のこうした変質は、この他に信徒の両親のもとで生まれた幼児への生得教会員資格の付与、非信徒との結婚の禁止、あるいは月会への破門権の付与などによっても促進されたのである。

クエイカー派の信徒たちは、こうして上から生活のうえでの様々な規律の徹底を求められたが、とくに注目に値するのが経済・商業活動についてである。教祖フォックスは富の取得自体を罪悪視しなかった。彼は正直で誠実な経済活動と信仰とは手を取り合って「正義の道」を歩む、という立場から、一方で「商取引における詐欺的行為」を批判し、他方で「簡潔な取引」、「公正価格」、そして負債をさけるための最良の手段としての「自己審査」をすすめたのである。営業活動におけるこれらの徳目はロンドン年会をはじめ各地の集会でくりかえし説かれることになるが、重要な点は、そこではこの職業倫理からの逸脱が「キリスト友会」(クエイカー派)の信用を傷つけるものと位置付けられたことである。加えて、事業で破産したクエイカー信徒たちは、ほとんどの場合破門という厳しい処分を受けたのである。なお

本章には「M・ヴェーバーの『資本主義の精神』論に対するひとつの疑問」というサブ・タイトルが付される。著者はプロテスタントの牧師たちによる「禁欲的」職業労働の勧めに対するヴェーバー論文の卓抜な着眼点を高く評価しながらも、それだけでは不十分であるとみている。すなわちその実践については、クエイカー派を含む非国教徒が王政復古期に受けた長い政治的迫害、そして19世紀はじめまで続いた社会的差別の意味を重視しなければならない。エリート高等教育機関への入学を禁止され、官職に就くことも、国や地方自治体の議員にもなれなかった非国教徒たちには実業界しか残されていなかったからである。

第4章は18世紀後半から19世紀にかけてのクエイカー派における福音主義の浸透の問題を扱う。教祖たちの後を継いだ新しい世代の指導者たちに特徴的な傾向は内面的な瞑想の重視という静寂主義であった。その全盛期の礼拝集會では、出席した信徒たちが2、3時間まったく沈黙のなかで過ごし、結局まったく無言のまま集會を終ることも稀ではなかったという。他方で、指導者たちは生活のあらゆる側面についての指導を徹底し、「不純分子」を容赦なく破門したのである。

だが18世紀後半に入ると、メソヂスト派など福音主義諸派の勢力拡大はクエイカー派にも強い作用を及ぼした。その影響力の増大は「聖書の精読」というロンドン年会の決議に典型的に示されている。聖書のなかに記されている事柄はすべて神の言葉として受けとるべきだ、と主張されるようになったのである。著者はこの問題について具体的にノリッジの牧会者にして富裕な銀行家J・J・ガーニーの著作に即して分析している。だがクエイカー派における福音主義の確立は生活面での規律の緩和につながっていった。音楽会や演劇の観賞、ダンス、あるいは狩りといった娯楽の浸透、そして服装や言葉使いの自由となって具体化したのである。福音主義の制覇は、しかしながらそれに対する不信を完全に払拭するものではなかった。福音主義クエイカリズムの思想が教祖たちの教えから大きく離れてしまったのではないか、という疑念も残されたのである。

第5章は産業革命以後のクエイカー実業家たちの経営活動の個別的考察にあてられているが、信徒数の絶対数の少ないクエイカー派からなぜ多くの成功した実業家が生まれたのか、という問題について改めて次のように整理している。第1に、18世紀はじめまでにクエイカー派の主要な担い手が新興工業都市の手工業者からなっていたこと、第2に、指導者たちの説く禁欲的職業倫理が全国組織を通して浸透し

たこと、第3に、政治的迫害と社会的差別が続くなかで排他的社会集団となった彼らが互いに情報、金、人材を提供しあって実業界での勢力の伸長に努めたこと、以上である。本章で著者は、のちにロイズ銀行を創業するロイズ家とダービー家の製鉄業、ガーニー家とピーズ家の銀行業、ハントリー家とパーマ家のビスケット製造業、ラウントリー家のチョコレート製造業など、いずれも19世紀イギリス屈指の企業の経営活動を概観するとともに、上に挙げた諸点の検討も併せて行っている。成功したクエイカー企業家たちは銀行業のような特定の業種にまとまる傾向がみられた。たしかに銀行業はクエイカーたちにもっとも適した業種であった。彼らが誠実、慎重、勤勉などの徳目を日常の営業のなかで実践しようとしていたことは隣人たちによく知られ信用を得たであろうからである。他方で、他の商業や製造業を営んでいた多くのクエイカーたちも銀行業を兼業するなどして成功した。その主要な理由はクエイカー家族間の情報ネットワークの活用、家族間の強固な結合に求められるのである。

第6章は富裕な実業家による教会の「支配」とともに、彼らの改宗の動きというパラドキシカルな現象を分析する。クエイカー派は、著者によるとかつてトレルチなどによって説かれた神秘主義ではなく、反律法主義者の後継者として出発し、万人司祭説を説いた。だが18世紀には牧会者(minister)と長老(elder)が出現し、そして制度化される。月会、季会、あるいはロンドン月会などの教会業務集会の要職は富裕な実業家たちによってほとんど独占された。そして彼らこそが既述の福音主義の首唱者となり、推進者となった。こうしてクエイカー派内部における富裕な実業家たちの「支配」が改めて確認されている。

本章におけるもう一つの重要な論点は、成功した実業家たちの改宗問題である。実業家の信徒たちが熱心に支持した福音主義がクエイカー派内部で主流になり、言葉づかいと服装が自由化され、そして非信徒との結婚が許された19世紀後半に至って、彼ら実業家たちの大量改宗というパラドキシカルな現象が生まれたのである。事業で大成功して富豪になり、土地を購入して地主になった(爵位を得た者もある)彼らの多くが英国国教会へと改宗した。第5章で著者が取りあげた11のクエイカー実業家家族のなかで改宗者を出さなかったのは、わずかに2家族にすぎない。改宗は、もとよりクエイカー派の教えの厳しさにあったのではなかった。そうではなく、この動きはイギリス近代において支配的なジェントルマン的価値理念の受容

に他ならなかった。著者はこの点で、実業の世界で成功して富豪になると逆に事業を捨てて土地所領を購入し、地主に上昇転化してしまう傾向にイギリスにおける企業家精神の衰退をみるウィーナ説に賛同している。

第7章は20世紀前半に4度にわたって開催されたクエイカー実業家たちの雇用主会議の分析を通して彼らの経営理念を探る。1870年頃には工業生産は世界全体の三分の一以上を占める第一の工業国であったイギリスは、約70年後には八分の一へと大きく低下させていた。こうした相対的な経済的停滞の時期にあって、更には巨大企業の出現という環境のなかでクエイカー実業家たちは社会経済問題とどう取り組んだのかが分析される。第1, 2回の雇用主会議では労働者の経営参加, 利益分配, あるいは失業問題といった労使関係に関する諸問題のキリスト教的な処理について審議されたのに対して, 第3, 4回では産業国有化を含む政府の経済対策などが中心的なテーマとなった。会議報告書のこうした分析から, 著者は前者の試みの画期性を指摘するとともに, 後者については巨大組織の出現という環境のなかではキリスト教的な社会倫理の実現という課題を貫くことが困難であり, その認識がこの問題を回避させたことを指摘する。かくて宗教倫理の問題は, 第2次大戦後まもなく, ふたたび個人の領域に押し戻されたのである。

### 本論文の成果と評価

本論文は「宗教と経済」という一貫した視点からイギリス・クエイカー派の歴史における主要な諸問題を分析したものであり, その成果は大きい。もとよりクエイカー派について日本でも言及されてこなかった訳ではない。だがそれらの研究においては民衆の革命思想の担い手(17世紀後半), 資本主義の「精神」の担い手(18世紀前半), 成功した実業家(18, 19世紀), あるいは社会福祉と経営管理運動の先駆者(20世紀はじめ), として各時期の代表者が相互の脈絡もなく取りあげられてきた。他方で英米における諸研究のほとんどはクエイカー信徒の手になるものであり, 社会経済的背景への理解が十分とはいえなかった。本論文は神学的著作, トラクトから経営資料まで幅広く第一次, 第二次史料を蒐集し豊富な事例によって3世紀に及ぶクエイカー史の諸問題を上述の視点から分析・叙述したものであり, 最大のメリットがこの点にあることは疑いないだろう。

第2に, 本論文における綿密な分析作業によって「英国産業に対するクエイカー

派の貢献の大きさ」がより具体的に明らかにされたことを挙げなければならない。著者は各産業毎に著名なクエイカー経営者たちの活動を個々の家族の歴史をスケッチしながら具体的に分析するとともに、特定業種への集中についてはマイナーな「教団」としての彼らの家族間の強固な結合関係にその主要の原因を求めている。そしてこの点において本論文はマックス・ヴェーバーの有名な論文が引き起こした大論争への一つの確固たるケース・スタディーを提供している。すでに言及したようにヴェーバー論文の卓見を承認しながらも、著者はクエイカー派が「世俗的禁欲」の教えを通して「富裕化」するためにはより具体的な状況、すなわち政治的な迫害と社会的差別の問題を考慮することなしには理解しえない、とする。本論文のこの主張は十分説得的であると思われる。

そして第3に、本論文はクエイカー史研究を通してイギリス近代史研究の論争問題に多くの具体的な事例を提供している。例えばクエイカー派実業家の改宗と「ジェントルマン的文化的価値」の受容の問題を子細に検討した著者は、明確にウィーナ説の支持を表明している。本論文はクエイカー史研究の側からこのジェントルマン化をめぐる興味深い論争を確実に一步前進させたものと評価できるであろう。

以上のような疑いなく大きな貢献にも拘らず、本論文にも若干の残された課題や疑問がないわけではない。一つは3世紀に及ぶクエイカー派の歴史を一貫した視点において分析する、という本論文の方法それ自体に由来する問題である。この点において本論文もまた各時期の代表的な「現象」を中心に分析するという手法に頼らざるをえなかった。もとより叙述のうえで若干の工夫もみられるが、例えばクエイカー派内の「非実業家たちの世界」についてまとまった叙述が含まれたならば、本論文の意図もより鮮明になったであろう。更に著者は社会的差別の例としてパブリック・スクールやオックス・ブリッジなどの高等教育機関からの排除とみずからの「非国教徒アカデミー」の創設に何度か言及しているが、具体的な展開がみられない。クエイカー派における「教育」の持つ比重の大きさ、そして実業教育の果たす重要な機能といった点からも立ち入った論究が望まれたところである。

以上いくつかの課題が残されているが、それらは本論文の価値を基本的に損ねるものではない。審査員一同は本論文が当該分野の研究に大きく寄与したものと判断し、一橋大学博士(社会学)の学位を授与するに相応しいものと認めるものである。

平成7年7月12日

〔博士論文要旨〕

## 米ソの朝鮮占領政策と南北分断体制の形成過程

—「解放」と「二つの政権」の相克—

李 圭 泰

戦後朝鮮は北緯 38 度線を境界線として米ソによって分割占領された。南朝鮮を占領した米軍は自らが最高権力機関であることを宣言するとともに、朝鮮民衆の自主的な国家建設運動を「共産主義者たちの反逆行為」と規定し、一切の自治組織を最初から否定した。一方、北朝鮮を占領したソ連軍は、朝鮮民衆の自治組織を改編させ、一応その組織を認めた形で政策を実施したが、米占領軍と同じようにソ連占領軍も最高権力者として君臨し、すべてのことを采配した。その結果、南北朝鮮は異なる方向へ歩みはじめ、分割占領がもたらした矛盾はますます深刻化していった。

このような状況のなかで米ソは、1945 年 12 月、モスクワ外相会議を開き、朝鮮の分断状態を解消し独立国家を樹立させるための段取りを決めた。その主な内容は、米ソが共同委員会を構成して、朝鮮の「民主的諸政党や社会団体」との協議の上で朝鮮の臨時民主主義政府を樹立させ、そして 4 カ国による 5 年以内の信託統治を実施するというものであった。しかし、米ソ共同委員会は最初から「民主的」という言葉の解釈をめぐる対立して一歩も進まず、結局失敗に終わってしまったのである。一方、朝鮮人の諸政治勢力も「モスクワ決定」をめぐる「信託統治反対」と「モスクワ決定支持」という二つの立場に分れて激しく対立した。その結果、朝鮮の政治的状況は一変し、すでに形成されつつあった南北分断政権の構想はさらに露骨になり、朝鮮の分断は避けられない状況になってきた。

以上のような経緯を考慮すると、朝鮮の南北分断は、米ソによる南北分割占領と、そして「モスクワ決定」をめぐる米ソの対立とそれへの対応をめぐる朝鮮人内部の対立が決定的な契機であったことがわかる。ここでいくつかの疑問が生じる。なぜ連合国は朝鮮を分割占領したのか。その契機となった 38 度線はどのような経緯で

画定されたのか、戦時中連合国の朝鮮戦後構想と38度線はいかなる関係にあったのか。米ソは同じ連合国だったのに、なぜ分割占領直後から異なる政策を実施するようになったのか。占領軍の進駐後、実際何があったのか。そして米ソの本国政府は占領軍にどのような内容の占領指令を送ったのか。なぜ米ソは直ちに正反対の解釈をするような「モスクワ決定」に合意したのか。それまでの米ソの占領政策と「モスクワ決定」はどのような関係にあったのか。「モスクワ決定」に合意した米ソの意図は何だったのか。戦時中からの信託統治構想と「モスクワ決定」はどう結びつくなか。いわゆる「左翼勢力」はなぜ信託統治反対の立場から「モスクワ決定」支持へと態度を変えたのか。態度変更の背後には一体何があったのか。さらには朝鮮民衆の主体的な力量の問題として、民族分断の危機が高まっていく状況のなかで、この難局に朝鮮民衆はどう対応したのか。

これらの疑問に答えながら、朝鮮の南北分断体制の形成過程を明らかにすることが、本稿の基本的な課題である。筆者の課題究明における分析方法は、1) 従来の主な研究が用いた「左翼と右翼」という対立構図だけでなく、「統一と分断」という側面を加えて、重層的に把握すること、2) 米ソの占領政策および南北状況の展開を相互関連させて把握すること、3) 分断状況の主体的な克服の試みとして民族統一戦線運動とその論理に注目すること、などである。つまり、本稿においては、政策史（米ソまたは総督府の政策）、政治運動史（南北朝鮮人政治勢力の動き）、政治運動理論としての民族統一戦線論といった三つの側面を統合的に関連させて、南北分断体制の形成過程を明らかにすることが目的である。

以上のような問題意識に基づいて、第一章では連合国の戦後構想の中身を分析しながら、4カ国による信託統治構想から38度線による米ソ2カ国分割占領へ変質していく過程を考察した。第二章では、新しい国家建設の方法論を含む民族統一戦線の問題に注目しながら、「8・15」直後に展開された朝鮮民衆の動きを分析し、第三章では「8・15」直後朝鮮総督府は朝鮮人の新しい国家建設運動にどう対処したのか、さらには「新しい占領者」に対して何をしていたのかなど、朝鮮総督府の「8・15」政策の中身を検討した。第四章では第二章や第三章と関連させて、本国政府からの占領指令が出る以前の段階における米ソの初期政策を分析し、第五章では本国からの指令内容に注目しながら、モスクワ外相会議に至るまで、実際に米ソはどのような政策を実施していたのか、そしてそれは「モスクワ決定」とどう結びつ

くのかという問題に重点をおいて考察した。

第六章では朝鮮人の諸政治勢力の国家建設構想をめぐる対立と民族統一戦線問題を中心に、海外から帰国した勢力が政局に及ぼした影響を分析した。そして第七章ではそれまでの米ソ占領政策と「モスクワ決定」の内容を関連させ、「モスクワ決定」に諸勢力がどう対応したのか、米ソは「モスクワ決定」以後どのような政策をとっていったのかなどを考察した。分析結果をまとめると、次のようになる。

第二次世界大戦中における「植民地朝鮮」の問題は、連合国、特に米国の戦後世界秩序の構想と深く結びついて考慮されていた。米国が構想していた戦後世界は米国の力によって統制される安定した秩序の世界であったが、その場合、被抑圧民族の自治と独立を保障した大西洋憲章などと矛盾しない形で、同盟国の植民地を含む旧植民地をどう処理するかという課題が大きな問題として提起されていた。またソ連邦を中心とした社会主義圏とは戦後どのような形でつきあうのか、さらには英国など同盟国との関係はどうなるのかという問題も考慮しなければならなかった。ルーズベルトはこういった戦後世界秩序の構想と関連して複雑な政治的な問題が絡んでいた植民地問題を一気に解決する方策として信託統治案を考案した。日本の植民地であった朝鮮の戦後問題もこうした植民地一般の問題のなかに組み込まれて認識され、戦時中の連合国首脳会談においては口頭ではあったが、連合国の間で米英中ソによる4カ国信託統治が合意されていた。

一方、米國務省の政策担当者たちは、「自治能力のない朝鮮」は一国による支配形態より、首脳会談で合意した4カ国信託統治構想が戦後処理案として望ましいと考えながらも、「ソ連によって完全に握られている朝鮮は米国の安全にとって脅威」という発想から、朝鮮がソ連の支配圏に入るのを警戒していた。ソ連に対する警戒心はソ連の対日参戦の可能性が高まれば高まるほど、それに比例して強くなっていった。つまりソ連が極東での戦争に参加すれば、朝鮮半島の全部または一部を占領する可能性があるとし、そうすると、ソ連は自国に有利な朝鮮政権を樹立させようとするはずだと米国は判断していた。これを阻止するためにも米国の主導権のもとで4カ国による多国的共同管理が望ましいが、場合によっては朝鮮を部分または完全占領する必要があると考えていた。このように米国が考えた朝鮮の戦後処理案としての信託統治構想には、連合国間の協調の論理と対ソ不信の論理が共存していた。

米ソが合意した対日作戦計画をみると、少なくとも1945年夏の段階までは、米

ソいずれの地上軍も近い将来朝鮮に進入することは予定されていなかった。ただし、朝鮮半島北部の一部の港がソ連軍の作戦目標である満州の日本軍を攻撃するための補助作戦地域として認められていただけであった。このような状況のなかで、原爆の投下とソ連の参戦によって戦況は急変し、8月10日、日本側は条件付きのポツダム宣言受諾を申し入れた。米国は日本軍の降伏接收のための「一般命令第一号」を策定する過程で、ソ連が約束を裏切って全朝鮮を占領してしまうのではないかと思ひ込んで、ソ連の全朝鮮占領を阻止する目的で急遽38度線を画定しソ連に提案した。これに対してソ連側は何の文句もいわず、米国との新しい協定を結ぶように、38度線を受け入れた。これが38度線の画定過程であったが、つまり38度線は米国の戦後構想である信託統治案に内在していた連合国協調の論理と対ソ不信の論理から、後者の論理が優先された結果であった。

この意味において米国の戦後構想の「曖昧さ」は38度線の画定によって一気に解消された形になったが、ソ連にとっての38度線は米国と「一対一」の立場で朝鮮の戦後処理に臨むことを意味するものとして、4カ国共同管理の形態より、ソ連の発言権が保障されるものであった。ここにソ連が38度線を素直に受け入れた理由があったわけだが、朝鮮の将来は進駐後の米ソの占領政策に大きく規定されることになった。つまり朝鮮を分割占領した米ソ両国はいかなる政策をとるのか、米ソ両国がそれぞれの占領地域で排他的な政策を行ない、38度線がそのまま分断線になるのか、それとも4カ国信託統治の実施のために何かの政策をとるのか、または民族自決権を認め、日本軍の武装解除のあと、統一された新しい朝鮮の国家樹立という問題を朝鮮人にまかせるのか、などにかかっていたのである。

さて、日本軍との戦闘を通じて北朝鮮を占領したソ連軍は、「8・15」直後、自発的に組織されていた朝鮮人の自治組織を民族主義者と共産主義者が同数で構成する「連合自治組織」に改編し、その組織に一応行政権を与えた。しかしそれは地方分権的だったので、政策を執行する立場にあった占領当局にとっては統合的な行政機構が必要であった。この状況で9月20日、「スターリン指令」が出された。指令の内容は「反日的」な民主政党的の連合によって北朝鮮だけの政権を樹立せよというものであった。ソ連軍の占領政策のすべてはこの指令に基づいて実施されていた。占領政策の責任機関として設立されたソ連軍「民政部」は、既存の「連合自治組織」を基盤として北朝鮮だけの「過渡連立政権」の樹立を目指しながら、その政権

を支える政党の結成に取りかかった。

「連合自治組織」の性格から、共産主義者を代表する共産党と、民族主義者を代表する民主党的な政党が要求されたが、問題は北朝鮮だけの共産党の創設であった。なぜならば、すでに共産党中央がソウルに組織されていて、別の共産党を組織することに多くの共産主義者が反対したからである。しかし迂余曲折を経ながらも、「朝鮮共産党北部朝鮮分局」と、曹晩植を中心とした「朝鮮民主党」が組織された。この過程で金日成はソ連軍の「占領協力者」として重要な役割を演じ、12月には共産党の実権を掌握した。このようにモスクワ外相会議までの間、北朝鮮においては「朝鮮共産党北部朝鮮分局」と「朝鮮民主党」の連合によって北朝鮮の過渡政権としての「五道行政局」が組織されていたが、これはまさに「北朝鮮だけのブルジョア民主主義政権」の樹立を指示した「スターリン指令」の実行に他ならなかった。つまり、ソ連占領当局は曹晩植と金日成で代表される「反日的」民主政党の連合による曹晩植連立内閣というべきものをもってモスクワ外相会議に臨んだのである。

一方、南朝鮮に進駐した米占領軍は、自らが唯一の権力機関であることを宣言するとともに、命令に従わない者は厳罰に処するとし、朝鮮人の新しい国家建設運動を「共産主義者による暴動」であると決めつけ、一切の運動を認めないことを明確にした。このような米軍の初期政策の決定の背景には、進駐前に行われた無線交信を通じた朝鮮総督府や日本軍の一方的な情報提供や働きかけが大きく影響していた。米占領軍は総督府機構や日本人官吏を利用しながら、朝鮮人「占領協力者」に入れ替える政策をとっていったが、その際、米軍政府が選んだのは、「韓民党」(韓国民主党)を中心とした彼らのいういわば「民主的ないし保守的勢力」であった。同時に米軍政府は「人共」(朝鮮人民共和国)勢力に対しては、平和と秩序を乱す共産主義者の集団であり、ソ連の操縦によって南朝鮮をソビエト化しようとする勢力だと決めつけ否定した。

このような政策を実施しながら、米軍政府は38度線による分断状態が大きな問題であることに気づき、統一的な行政管理の必要性を主張しながら、明確な政策の指針を送ってくれるよう本国政府に訴えた。米国政府は現地司令部の要請を反映させながら、占領政策を立案した。その結果、現在の軍事占領を早期終結させ、一定の期間の4カ国信託統治期を経て独立させるという「究極目標」と、軍事占領の期

間中に現地占領司令官による統一的な行政の基盤を造成し、信託統治に備えるという「当面目標」で構成された「二重」の政策目標が決定された。これが米国の基本政策であったが、信託統治に対する朝鮮人の反対は強く、またソ連側は南北交流には非協力的だったので、米軍政府は信託統治の廃棄を主張しはじめた。本国政府の政策担当者の間でも現地占領当局に同調する勢力もあり、結局、ソ連側から朝鮮の統一と独立に対する適切な確約を引き出すことができれば、信託統治を放棄してもよいという方向に変わっていた。

その後も現地の米軍司令部は信託統治廃棄を本国政府に主張し続けながら、自分たちが選定した「占領協力者」を中心に諮問機関として顧問団を組織したりしたが、これらは朝鮮民衆の支持を獲得するような性格のものではなかった。そこで李承晩や金九の「臨政」（大韓民国臨時政府）を帰国させ、利用する計画を考えはじめた。これは「行政委員会構想」というべきものとして、南朝鮮だけの政権機構を構想したものであった。先に帰国したのは李承晩であったが、李承晩は米軍政府の期待に答えるどころか、問題をさらに複雑にさせた。そこで「占領協力者」が絶対支持すると表明してきた金九の「臨政」を帰国させ利用するという、「行政委員会構想」をさらに発展させた「政務委員会構想」を立案した。これらの米軍政府の構想は、南朝鮮のいわゆる「左翼勢力」に対する方策としてだけでなく、北朝鮮で展開されていたソ連の政策に対抗するためのものであった。このような状況のなかでモスクワ外相会議が開かれたのである。

一方、朝鮮人政治勢力は「8・15」直後から「建準」（建国準備委員会）を組織し朝鮮総督府の行政権を接収しながら、新しい国家建設を目指して活発な運動を展開していった。しかし南北分割占領の知らせを契機に新しい国家建設の方法論をめぐる意見対立が生じた。つまり「臨政」を中心として過渡政権を樹立するのか、それとも「建準」の活動や組織をさらに拡大した形の新しい過渡政権を樹立するのかという方法論の対立であった。結局、米軍が南朝鮮に進駐する直前に「人共」が樹立され、「臨政」中心の過渡政権の樹立を主張した勢力は「建準」から離れた。こうして「臨政」と「人共」といった「二つの政権」をめぐる論争は始まったが、新しい国家建設の方法論としての「臨政」支持の論理と、「建準」を日本の傀儡政権だとして最初から批判した宋鎮禹の「韓民党」勢力が主張した「臨政」絶対支持論が結びつくことによって、状況はさらに複雑になり、民族統一戦線運動にも大きな

悪影響を及ぼすことになった。なぜならば、「人共」勢力は民族反逆者を除外した統一戦線を主張したのに対して、多くの民族反逆者が潜り込んでいた「韓民党」勢力は民族反逆者問題は正式政府が樹立されたあとに議論する問題だとし、まず「人共」解散と「臨政」に対する無条件支持を主張したからである。

このような状況で李承晩が帰国したわけだが、李承晩は「国土の回復」だけを主張しながら、自分中心の組織運営を試みた。その結果、李承晩は孤立し、金九の「臨政」に多くの勢力が期待を寄せた。個人資格で帰国した「臨政」要人は最初態度を留保しながら状況を見守ったが、「臨政」の当面政策や「建国綱領」の内容が示すように、金九の「臨政」勢力は民族反逆者の除外と土地の国有化など植民地がもたらした矛盾を徹底的に清算することを主張していた。当然これは共産勢力の排除を前提とした李承晩や宋鎮禹の「韓民党」勢力の主張とは根本的に異なるものであり、また「人共」勢力の主張と矛盾するものではなかった。12月末ようやく「臨政」は態度を明確にした。金九の「臨政」勢力は李承晩や「韓民党」勢力を切り捨てる形の「臨政」の十四項目の当面政策に基づいた民族統一戦線の結成を主張した。こうして「二つの政権」をめぐる対立は解消され、民族反逆者を除外した統一された新しい国家建設のための民族統一戦線の結成は現実的なものになったかのようにみえた。しかし「臨政」が態度を決定したその翌日、「モスクワ決定」が朝鮮国内に知らされ、政局は信託統治反対運動に転化され、さらに朝鮮共産党が信託統治反対の立場から「モスクワ決定」支持へ態度を変更したことによって、民族統一戦線運動は決定的な打撃を受けることになった。

ソ連案に基づいて作成された「モスクワ決定」というのは、米国の政策方針、つまり「究極目標」を逆の順にしたものであった。つまり、「モスクワ決定」の第一項は、米国の「究極目標」の第三段階であり、「モスクワ決定」の第二項は、「究極目標」の第二段階と第三段階の中間に当たる部分として、ここに米ソだけの「共同委員会」と「民主的諸政党や社会団体との協議」というものが入れられていた。これはソ連側が4ヶ国による信託統治の実施を阻止するために仕組んだ装置であり、米ソ2ヶ国による信託統治ないし米ソ「一対一の同権」による朝鮮統治をソ連側は目指していたといえる。そして、たとえ信託統治が実施され、朝鮮が独立国家になったとしても、それまでの過程においてはソ連側の同意なしには物事は一步も進むことができないようにしており、また「民主的諸政党や社会団体との協議」という

装置があるので、すでに北朝鮮の政権基盤になっていた「反日的民主政党」を十分活用し、ソ連に友好的な政権の樹立、少なくとも敵対的な政権の樹立は阻止できるというソ連の思惑が明白に示されていた。しかし「モスクワ決定」の第四項は、米国側がそれまで主張してきた「当面目標」の実現と関わる規定として、「モスクワ決定」の内容は全体的にみれば、米国の政策目標と矛盾するどころか、見事に一致していたのであり、したがって米ソが「モスクワ決定」に合意したのは当然だったといえる。

このようにモスクワ外相会議において議論され、決定された朝鮮処理事案というのは、朝鮮人側からみれば、「朝鮮に関するすべてのことは米ソ占領軍が決定する」ということを宣言したのと同様な内容であった。「朝鮮では自分たちが最高権力者だ」というこの一点において米ソは利害関係が一致していたのである。

「モスクワ決定」に従って開かれた米ソ予備会談は、朝鮮人には全く秘密にしたまま行われた。破綻を前提とした会談のように、最初から米ソは対立した。米ソは破綻の責任を相手に押しつけることだけに熱心であった。その理由は「モスクワ決定」に規定されている条項を実行するにおいて、米ソが考えた目標とその具体的な実行方法が全く異なっていたからである。言い換えれば、米ソは朝鮮問題の解決策として「モスクワ決定」に合意したにもかかわらず、従来の自分たちの占領政策を維持しながら、そのうえで「モスクワ決定」を実行しようとしたからである。

米国政府は、1月28日、新しい朝鮮政策(SWNCC-176/18)を現地米軍司令部に送り、「モスクワ決定」に規定されていた臨時朝鮮政府の樹立方法などを示した。しかしその内容すべてがソ連側との交渉結果によって左右されることになっており、もし米ソ交渉がうまくいかなかった場合は、南朝鮮だけの政権機構の構想であった米軍政府の「政務委員会」構想を認める形の内容であった。ただ一つ明確にされていたのは、米ソ交渉において白紙委任というべき権限がホッジに与えられていたことだけであった。こうなると、すでに米ソ予備会談の最中から破綻のすべての責任はソ連側にあるという内容の説明文まで作成していたホッジにとって、考えられる唯一な選択肢は、北朝鮮でソ連がとっていた政策に対抗して「政務委員会」構想を本格的に実行すること以外にはなかったのである。

「民主議院」は米軍政府が朝鮮の過渡政府樹立を準備するにおいて諮問機関としての役割を果たすとされたが、憲法や選挙法などを準備するなど、事実上南朝鮮の

政権機構の準備機関であった。しかし米軍政府のこの構想は失敗した。なぜならば、ソ連は北朝鮮において反対勢力を完全に押さえ一応北朝鮮を掌握したのに対して、米軍政府は南朝鮮の反対勢力を押さえることができなかったからである。自国中心の政策を展開するという点においては米ソは同じであったが、米占領軍の足下である南朝鮮という現実の状況は北朝鮮のソ連占領軍のそれとは異なっていたのである。

一方、「モスクワ決定」以後、モスクワから平壤に戻った民政長官ロマネンコは12月31日「三者連席会議」を開いた。三者というのは、平壤に来ていた朴憲永の南朝鮮共産党と金日成中心の北朝鮮共産党、そしてソ連占領当局であったが、ロマネンコはモスクワ外相会議の経過を説明しながら、「後見制」は信託統治とは異なると主張した。議論の結果、1946年1月2日、南北の共産党が「モスクワ決定」支持の声明を発表することと、そして南北の「左翼勢力」をそれぞれ一つの勢力とし、南の右翼勢力を一つの勢力として加えた、いわば左右勢力が「二対一」で構成する臨時朝鮮政府の樹立の原則が決定された。つまり朴憲永の朝鮮共産党が信託統治反対の立場から突然「モスクワ決定」支持へ態度を変えたのは、ソ連占領当局の指令によるものであった。それだけでなく、「モスクワ決定」を支持する説明の仕方まで指示されていた。だから南朝鮮の状況を全く無視した形の「モスクワ決定」支持の論理を朝鮮共産党は繰り返していたのである。

1946年2月15日ソウルで結成された「民戦」（民主主義民族戦線）は、「三者連席会議」で決定された方針の結果であるといってよい。注目すべきは、ここでいう民族統一戦線の中身は、それまでの統一戦線とは質的に異なっていたことである。1945年末段階までの民族統一戦線は「親日派・民族反逆者」だけを除外したすべての民主勢力を結集して統一された新しい朝鮮国家を樹立するという意味の民族統一戦線の主張であったのに対して、1946年以後朴憲永などが主張した統一戦線は、米ソ共同委員会に備えての右翼勢力を排除しようとした、すなわち米国側が支援するいわゆる「右翼勢力」に対抗した「左翼統一戦線」的な意味で主張されていた。したがって「民戦」の結成は、「建準」や「人共」に象徴されるような民族統一戦線論の放棄を意味するものであり、決して同じ論理の上にあるものではなかった。

北朝鮮だけの土地改革は反対勢力の物質的基盤を除去することによって政局を完全掌握するという意味も含まれていた。これらのすべては米ソ共同委員会が開催される以前に北朝鮮で実行されていたが、しかし北朝鮮だけの改革は、分断の視点か

らみれば、政治的分断状況から経済的、社会的な分断状況へ拡大され、南北の総体的分断状況が形成される結果をもたらした。

この点においては米国も全く同じであった。第一次米ソ共同委員会が開かれる直前、ホッジの政治顧問の一人は米国側の代表に、「ソ連の長期的戦略目標は朝鮮に対する完全な支配体制を樹立することだと推測される」とし、「朝鮮での米国の主要目標は朝鮮に対するソ連の支配を防止すること」だと喚起させた。そして「朝鮮の独立は副次的な目標であるので、何年以内に完全な独立が達成され朝鮮政府が樹立されるかということは、米国の関心ではない」と強調したのである。

5月8日、米ソ共同委員会は無期休会に入り、翌日シュティーコフなどソ連代表団一行は平壤に撤退した。ソ連側が主張したのは、「モスクワ決定」を無条件支持しない政党、団体および指導者は「非民主的」であり、したがって米ソ共同委員会の協議対象にならないということであった。これに対して米国側は、「民主的」という言葉は世界の「普遍的な慣例」にしたがって解釈すべきであり、「モスクワ決定」には米ソ共同委員会の協議対象になる政党や社会団体が無条件的に「モスクワ決定」を支持しなければならないという規定は明示されていないと反論した。米ソ共同委員会の決裂後、米ソ占領軍は自分たちの「占領目標」の達成のためにさらに「努力」していったが、米ソが「努力」すればするほど、朝鮮の分断政権は確実なものとなっていったのである。

### 〔博士論文審査要旨〕

#### 米ソの朝鮮占領政策と南北分断体制の形成過程

——「解放」と「二つの政権」の相克——

論文審査担当者 糟 谷 憲 一  
三 谷 孝  
油 井 大 三 郎

本学位請求論文は、第二次世界大戦における日本の敗戦によって植民地状態から解放された朝鮮が米国とソ連によって38度線で分割占領されてから、1945年12

月のモスクワ外相会談によって信託統治の導入が決定されるまでの数カ月間を対象として、米・ソ・日・朝鮮側の史料を駆使して、朝鮮の分断が固定化されていった原因を多面的に分析した力作である。しかも、本文870枚、注約337枚、合計1207枚(400字詰め原稿用紙換算)からなる大作でもあり、その構成は次の如くである。

序論 問題提起と課題設定

第1章 連合国の朝鮮戦後構想と38度線の画定過程

第2章 8・15直後朝鮮人の自治組織と新しい国家建設運動

第3章 日本統治の終焉と朝鮮総督府の「8・15」対策

第4章 米ソの南北分割占領と初期占領政策

第5章 米ソの「独自路線政策」とモスクワ外相会議への道

第6章 米軍政府の政権構想と「二つの政権」の論理

第7章 「モスクワ決定」と信託統治政局の展開

結論 南北分断政権の基礎形成と新しい民族統一戦線の試み

朝鮮の戦後史、とりわけ、分断の起源に関する実証的研究は、長年、史料的制約から未開拓の分野に属してきたが、1981年にブルース・カミングスによる『朝鮮戦争の起源—解放と分断体制の形成、1945-1947—』(プリンストン大学出版会、邦訳1991年)が刊行され、一挙に実証水準が高められた。

この著作では、南朝鮮を占領した米国側の公開・公刊史料が多数駆使されるとともに、朝鮮側の史料も利用され、主として南北朝鮮の分断が固定化される上での米国と朝鮮側の要因が克明に解明された。とりわけ、カミングスは、日本の敗戦直後で、米ソ両国軍が朝鮮に進駐する以前に、南北の両方にまたがって呂運亨などによって結成された建国準備委員会や「人民共和国」の活動を詳しく跡づけた上で、それが南朝鮮に進駐した米軍によって否認され、対日協力者を含む右翼勢力を中心とした政権が育成されたため、朝鮮の分断が固定化されていったと分析した。カミングスの著作は、元来、1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争の起源を、朝鮮固有の内的条件、とくに解放直後から見られる地主と小作農間の階級対立を背景とした「右翼」と「左翼」の政治対立に求め、このような「内戦」に米国が介入した点を

批判する所にその独自性があつた。

しかし、本学位論文によれば、このカミングスの著作は、研究史上、先駆的な役割を果たしながらも、分析が解放後の朝鮮における右翼対左翼という政治対立に集中され、統一か分断かという民族的視点の欠落という欠陥を持っているという。その結果、ソ連による北朝鮮占領に対する批判的な分析姿勢が弱くなっているとともに、利用した史料面でいえば、米国と朝鮮側の史料に限られ、旧ソ連や朝鮮総督府などの日本側史料が利用されていないという不満が残るという。

つまり、本学位論文は、方法論的には、解放後の朝鮮における左右の政治対立と民族分断への対応とを連関させて分析しようとするところに独自性がある。同時に、米国だけでなく、ソ連をも含めて占領した側の占領政策の変化にも注目し、それに対する朝鮮側の対応を、政治運動だけでなく、運動を支えた政治理論、とりわけ、民族統一戦線論に注目して、占領政策・政治運動・政治理論の三者を統一的に把握しようとする意欲的な方法をとろうとしている。その結果、分析の対象は、南北朝鮮側の様々な政治主体だけでなく、占領に関わった米国やソ連、また、解放直後の時期にも残留していた日本の朝鮮総督府関係者にも拡大され、このような多様な政治主体の相互連関を、1945年8月から翌46年2月までの約半年間という限られた時期に集中して分析している。

このような多面的アプローチをとって歴史的な実証研究を行うためには、当然、史料的にはマルチ・アーカイヴァルなアプローチが不可欠になるが、著者は、朝鮮側の様々な政治主体の機関紙誌、議事録、証言などを精力的に収集し、分析しただけでなく、米国側の外交文書の公刊・公開史料や日本側の朝鮮総督府文書にも周到にあたっている。さらに、ソ連邦の解体後のロシアで、断片的にせよ、進展している公文書公開の動向に助けられて、直接、ロシアの文書館で史料収集にあたるとともに、関係者の回想録の収集やインタビューも実施してきた。また、北朝鮮側の史料については、依然として未公開な部分が多いが、朝鮮戦争時に米軍が北朝鮮から押収した文書などでその不足を補う努力もするなど、徹底した史料収集の姿勢は高く評価できるだろう。

以上のような朝・日・英・露の4カ国語を駆使した多面的な分析を通して、著者は、従来の研究が無視したり、未知であった様々の重要な史実の発掘に成功している。

その第一は、南北朝鮮を分断することになった38度線設定の経緯とその意味に関する問題である。従来の研究では、米国側は、日本の予想以上に早い敗戦の結果、朝鮮に対する政策立案の十分な準備のないままに南朝鮮を占領した面が強調されてきた。しかし、著者は、米国側の政策立案機関であった国務・陸・海三省調整委員会の文書や外交文書に丹念にあたることによって、戦時中の米国政府がカイロ宣言で戦後の朝鮮の独立を約束したものの、朝鮮の自治能力を低く評価し、米英中ソ4カ国による信託統治の期間をへて、独立させる構想を抱いていたこと、同時に、ソ連軍の下で育成されていた朝鮮人部隊の存在に注目し、ソ連の対日参戦後、朝鮮にソ連の影響が及ぶことを警戒していたこと、その結果、対日参戦後、急速に朝鮮半島を南下する勢いを示していたソ連の影響を最小限度に食い止めるために、米国側が軍事占領の境界線として38度線を急遽提案したという経緯が明らかにされた。つまり、38度線による米ソの分割占領の提案は、信託統治構想にみられる対ソ協調の姿勢と同時に、対ソ不信の側面をもつという両面性の指摘には極めて興味深いものがある。

第二に、日本の朝鮮総督府が米国の南朝鮮占領に及ぼした影響については、従来、あまり注目されてこなかった側面であるが、著者は、敗戦前後に日本軍と米軍との間で交わされた電文記録にあたることによって新しい事実の解明に貢献している。具体的には、朝鮮総督府が、一方で、日本人の安全確保のため、革新的民族主義の立場をとる呂運亨などの朝鮮人に治安維持の権限委譲を図りながら、他方で、解放直後の朝鮮で急成長をみせていた左翼勢力の台頭をことさらソ連と結びつけて米軍に通報し、自らの存在意義を強調していたことである。その結果、9月8日に南朝鮮に進駐してきた米軍は、左翼勢力を中心として南北朝鮮全土に組織されていた建国準備委員会とそれを基盤として9月6日に創立された「朝鮮人民共和国」には極めて警戒的であり、10月初め米軍政当局は「人民共和国」が臨時政府的な機能を果たすことを否認する声明を発表し、むしろ対日協力者を含む右翼勢力を登用する姿勢をしめしていったという。他方、北朝鮮に進駐したソ連軍の場合には、この建国準備委員会のメンバーと共産主義者と同じ比率になるように改組した上で、占領統治に利用してゆく姿勢を初期にはしめたという。それだけに、米軍側が当初からこの建国準備委員会の動きを敵視する姿勢をとったことは、南北の両方に影響をもつ政治勢力の後退を意味することによって、朝鮮の分断が固定化される遠因

となったと分析されている。

同時に、本論文においては、ソ連側の動向についても、新史料に基づいて、批判的な分析が試みられている。たとえば、9月20日にスターリンが現地のソ連軍司令官に対して発した指令の中には、北朝鮮の占領の基本目的として、「ソヴィエト」的な権力を樹立するのではなく、「反日的な民主主義政党・組織の広範なブロックを基礎としたブルジョア民主主義政権」の確立をめざすべきであるとの条文があったという。ソ連の占領当局が、当初、建国準備委員会を改組して、占領統治に利用しようとしたのも、この「民主主義政党・組織の広範なブロック」樹立のためであったが、しかし、同時に、著者が注目しているのは、ソ連がまず北朝鮮の占領地域内で親ソ的な「政権」の樹立をめざしていたことであり、それが米占領軍を刺激して、右翼偏重の占領行政を強行させる原因になったと分析しているのである。このようなソ連の政策は朝鮮の共産党組織にも重要な影響を与え、ソウルで再建されていた中央指導部とは別に、10月半ばには平壤に「北朝鮮分局」が設置されることになり、その指導権を握った金日成は北朝鮮を「民主基地」とするという論理の下に徐々に北での独自路線を強めてゆき、北だけで徹底した土地改革を実施するなど、結果的に分断の方向に傾斜していったと結論づけている。これが第三の特徴である。

第四に、このような米ソによる朝鮮の分断に傾斜する政策の展開に抵抗する朝鮮人側の主体的な動向を、その欠陥も含めて、複眼的に解明したことも本論文の重要な成果である。具体的には、日本の植民地時代に重慶に亡命して抵抗していた金九らの「臨時政府」指導部が、11月末に帰国し、各政党・組織の意見を聴取した上で、12月19日に南北統一・左右団結・民族反逆者の肅正などを骨子とする政見を表明したことに注目し、この提案にはそれまで米軍占領下で高まっていた左右対決状況を克服して、民族統一のための広範な統一戦線を結成する可能性があったと分析している。もちろん、当時の朝鮮共産党の場合は、「臨時政府」指導部は長年の亡命生活の中で国内の政治基盤を喪失したとして、その権威を否定し、あくまで「人民共和国」を基盤として独立国家の建設を主張していたし、韓民党など右翼政党の場合には、「臨時政府」の権威は尊重するものの、内部に多くの対日協力者を抱えていただけに、「民族反逆者の肅正」には強く抵抗することが予想された。それ故、「臨時政府」指導部が提唱した「左右団結」の路線の前途には多難なものがあったが、しかし、米軍政当局でも「臨時政府」指導部の影響力には一目を置いて

ただけに、この路線は試す価値のある実験であった。本論文は、このような広範な民族統一戦線の結成によって、朝鮮の分断を克服しようとする様々な動向を当時の新聞や政党機関紙誌、大会議事録、さらに、関係者からの聞き取りを通じて発掘しており、その努力は、朝鮮が現在もお分断状況に置かれていることを考えれば、単なる歴史研究に止まらず、今日的な意義もある貴重な試みと評価すべきであろう。

しかし、現実には、このような分断克服への提言が朝鮮で検討され始めた直後に、モスクワで開催された外相会議において、新たに米ソ共同委員会を発足させ、それが朝鮮の「民主的諸政党・団体」と協議して、臨時朝鮮政府を樹立し、5年を限度とする4カ国による信託統治をへて、朝鮮を独立させることが決定された。この信託統治の決定は、即時独立を願っていた朝鮮民衆の憤激をさそい、南朝鮮では右翼勢力を中心として信託統治に反対する運動が盛り上がった。他方、共産党と「人民共和国」運動の指導部の場合には、当初は、強い反発を示したものの、ソ連の説得をうけ、モスクワ決定を独立への「一步前進」と評価する立場に変わったため、「臨時政府」の指導部や右翼勢力との溝は拡大し、金九らが提唱した広範な民族統一戦線を結成する可能性は遠のいてしまった。

またも、朝鮮の民族は、大国の決定に翻弄されたわけであるが、著者は、朝鮮民族に重大な影響を与えたこのモスクワ決定の交渉過程を克明に検討し、それがソ連提案に米国側が同調する形で決定されたこと、また、ソ連としては、4カ国の信託統治構想よりも米ソ2カ国による共同委員会の設置に関心があり、この共同委員会で米ソの意見が一致しなければ、北朝鮮におけるソ連の優越性に変更は加えられないと読んで、賛成したと分析している。従来の研究では、当初から信託統治構想に固執していた米国側がこのモスクワ決定を主導したように解釈されることが多かったが、この点においても、著者は、モスクワ外相会議の議事録の詳細な検討を通じて、独自の解釈を提起しており、しかも、その解釈は、朝鮮における分断の固定化というその後の展開に照らしても妥当性の高いものといえるだろう。これが第五の特徴点として注目される。

以上、本論文は、解放直後の朝鮮史に関する従来の解釈を大きく塗り替える貴重な成果であると評価できるが、それは、何よりも本論文が、今日でも続いている南北の分断状況に規定されたイデオロギー的な立場からできるだけ自由になって、関係する様々な主体の思想や行動を複眼的に観察しようとしたこと、そのために朝・

日・英・露という4カ国語にも及ぶ史料を丹念に収集し、地道にその分析に努めてきたことによるものと思われる。このような重要な成果をもたらした本論文ではあるが、同時に、今後の課題として残されている点もないわけではない。たとえば、利用している旧ソ連文書が、ロシア側の公開状況に制約されているにしても、まだ断片的なものに止まっていること、また、分析が専ら占領側の政策と朝鮮側の政治運動とを中心とした政治過程に集中し、政治理論や思想のレベルまで十分に深められていない上、解放直後の朝鮮における政治対立の背景にある経済対立の実態が不明確であること、さらに、本論文で分析している政党や団体はほとんど首都での動向に限られ、地方レベルでの動きは十分掘り下げられていないこと、などである。しかし、これらの欠点については、口頭試問の場において著者自身が十分自覚していたところでもあり、今後の研究を通じて十分克服可能であると確信している。

以上の審査結果から、審査員一同は、本論文が一橋大学大学院社会学研究科における博士（社会学）の学位を授与するに相応しい業績と判断するものである。

平成7年7月12日